

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	1483 課長会議
		決裁期日	平成 27 年 2 月 27 日
名 称	(2 月定例) 課長会議		
日 時	平成 27 年 2 月 27 日 9 時 0 0 分 ～ 11 時 5 0 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 3 会議室		
出席者	町長、副町長、教育長 課長職 12 人 事務局 1 人、説明員 1 人 合計 17 人		

内 容

◎ 町長あいさつ

- ・ 新年度予算編成等協力をいただき、第 1 回定例会を迎える準備も整ってきた。本会議のみならず、予特でも活発な議論を期待する。それぞれが提案したものについて、しっかり自信を持った受け答えとなるよう、準備を進めて欲しい。
- ・ 防災訓練はいい結果で終わったが、新たな課題も見つかり、それらは来年度に活かしていく。
- ・ 2/26 に十勝岳の噴火警戒レベルも 2 から 1 へ戻ったところである。
- ・ 3 月は、とりわけ忙しい時期であるが、健康管理をしっかりと行われたい。

【進行：副町長】

1 町議会 3 月定例会について【総務課・議会事務局】

総務課長：・別添資料により説明。

- ・ 一般質問課長会議は、3/3 の議会終了後に行う。時間は当日の状況により連絡する。
- ・ 予算特別委員会の事前要求資料は、本日配布したが、未定稿であり、今後は追加や取り消しもあり得る。正式通知は 3/3 の予定である。資料作成後は、理事者確認のうえ、3/5 までに提出をお願いする。

副町長：・事前要求資料は、まだ整理されたものではないが、どのような資料が要求されるか現段階での参考とされたい。

議会事務局長：・定例会 1 日目に全国議長会表彰の伝達表彰（議員 6 人）を行う予定。

2 一般会計補正予算（第 14 号）の概要について【総務課】

総務課長：・道路維持管理費と国民年金システム改修の案件で、追加上程する予定。

- ・ 地域住民生活等緊急支援交付金で、国に書類提出しているが、決定が 3 月中旬のため、間に合えば補正予算（第 15 号）で追加上程し、間に合わなければ臨時議会で上程

する。

町 長：・地域住民生活等緊急支援交付金について、課によって温度差がないよう、総合調整が必要と考える。

副 町 長：・全体で協議する時間を設けることとし、臨時課長会議を開催する。日程等は、決まり次第連絡する。

3 特定個人情報保護評価及び公表について【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

・しきい値判断により特定個人情報保護評価が義務付けられていないものも任意で基礎項目評価書を作成している。評価書については、この課長会議をもって、組織決定としたい。

企画財政班主幹：・別添資料の16の評価書について、課長会議で組織決定後、評価書のシステムに入力し、国の公表システムで公表となる。

・少なくとも年1回の見直しが必要であることから、毎年見直しする。

・システム管理だけでなく、エクセルでも特定個人情報を使う場合は、評価が必要。

副 町 長：・評価書について、組織決定する。

4 総括主幹・グループリーダーの運用状況について【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

・9月の課長会議で、下半期の評価は個人評価となったため、その様式を作成したので、3月16日までに提出をお願いする。

副 町 長：・平成23年度のプロジェクト会議で、組織機構改革の組織活性化の一つとして、この制度を導入している。人事考課に反映できるとしているが、これまでの総括的な評価では、その目的をなさないため、今回の個人評価としたものである。人事評価制度も平成28年度には導入しなければならない。今回は人事考課の参考とするための試行と考えており、まずは経験して欲しい。

町立病院事務長：・試行であるなら、主幹のうちの総括主幹とグループリーダーではなく、主幹職全員の評価とするべきではないのか。

副 町 長：・総括主幹とグループリーダーの評価として行っているもので、これまでもその評価を行ってきた。これまで同様に評価を行うが、様式が変わったと考えて欲しい。

教 育 長：・人事評価制度を導入後は、この総括主幹・グループリーダーの評価はどうなるのか。

副 町 長：・導入後のことについては、今後検討が必要と考えている。

5 町政運営実践プランの策定について【総務課】

総務課長：・別添資料のとおり説明。

・2/11までに取組項目を提出してもらい、別添のとおりまとめている。内容・項目について、意見をいただき、項目をまとめたいと思う。

副 町 長：・各課で取り組むものと全体として取り組まなければならないものがあり、その整理も必要である。

保健福祉課長：・取組項目を決定するにも、各課において熟度が高まっていないのでないか。その中で、このまま取組シートを作成するのは、どうなのか。

副 町 長：・取組項目をまとめ、各課においてもどう取り組むか、改めて臨時課長会議を開催し、

決定していく。

6 町政懇談会に伴う協議事項の取りまとめについて【総務課】

町民生活課長：・別添資料のとおり説明。

- ・4/3 までに協議事項等報告書の提出をお願いする。
- ・今年は、住民会長の変更が多いと聞いている。

7 平成27年度広報広聴事業について【総務課】

町民生活課長：・別添資料のとおり説明。

- ・出前講座、広報掲載記事、パブコメ、まちづくりトークの年間計画について、3/13 までに提出をお願いする。

8 その他

《総務課関係》

(1) 十勝岳噴火警戒レベルの引下げについて

総務課長：・別添資料により説明。

- ・2/24 の 18 時に噴火警戒レベルが 2 から 1 に下がり、12/16 に設置した情報連絡本部については、2/24 の 18 時をもって解散とする。

副町長：・昨年末にレベルが1から2に引き上げられたが、それ以降の活動が次第に低下したことから、水蒸気噴火の兆候は認められなくなったと判断され、今回元に戻ったものである。

(2) 事務分掌及び事務専決事項の修正について

総務課長：・別添資料により説明。

副町長：・決裁事項で、「重要」と「軽微」によって決裁区分が違ってくるが、どのようなものか、その違いをしっかりと捉えたうえで、決裁に回して欲しい。
・それぞれ見直しを行い、期日までに提出することで確認する。

(3) 職員研修の開催について

総務課長：・別添資料により説明。

- ・人事評価制度の職員研修であるが、まだ導入前の町村に対する研修内容となっている。同内容で2回行うので、どちらかの参加とし、3/9 までに報告をお願いする。
- ・自衛隊研修について、平成 27 年度も実施する予定であるが、駐屯地の担当部隊の業務により、5 月以降の実施は困難であり、4 月については3月中旬までに実施できるかどうか判明するので、わかり次第すぐに周知する。4 月となった場合は、対象者の参加をお願いする。

副町長：・人事評価制度の研修は、身近な話題であり、ぜひ参加するようお願いする。

(4) 統一地方選挙について

総務課長：・統一地方選挙の日程は、4/12 の予定である。

- ・知事選の告示は 3/26、道議選の告示は 4/3 の予定である。

《町民生活課関係》

(5) 行政サービス制限条例に基づく対象事業の確認・調査について

町民生活課長：・別添資料により説明

- ・行政サービスの範囲については随時の見直しが必要であり、新規事業や完了事業等がある場合は3/16までに報告をお願いする。
- ・平成27年度には職員研修も予定している。

《保健福祉課関係》

(6) 障害者優先調達推進法に関する調査について

保健福祉課長：・別添資料により説明。

- ・法律に基づき公表が必要であり、3/20までに報告をお願いする。

(7) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について

保健福祉課長：・別添資料により説明。

- ・健康日本21では、COPDの取組みがなかったため、今回、この計画に盛り込んでいる。

《全 体》

○ 年度末の支払いについて【会計課】

会計課長：・年度末の支払は、3/20までに伝票を提出すれば、3/31までに支出できる。

◎ 来月の行事予定について

3/18	議員会・管理職会の懇談会	18:00	プラザトミヤマ
3/27	教職員離任式	15:30	社教センター
	教育三者送別会	18:00	未定
3/31	互助会総会・送別会		

◎ 閉会あいさつ

副町長：・以上で会議を閉じる。

[会議終了：11時50分]